

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	西有年北組地区 (西有年北組集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月13日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内の農地の6割超が任意の営農組合(ホクノウクラブ)が耕作しているものの、構成員の高齢化と人材不足が深刻化している。
・営農組合(ホクノウクラブ)や担い手等耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の維持・管理をどう継続していくかが課題である。
・地域の活性化を図るため、新たな作物の導入や減農薬・減化学肥料への取組が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、小麦、飼料用米を主要作物としつつ、市の振興作物である大豆の作付等を検討し収益の拡大を図る。また、市、県と連携し高収益作物の導入や環境に配慮した減農薬、減化学肥料にも取り組むよう検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

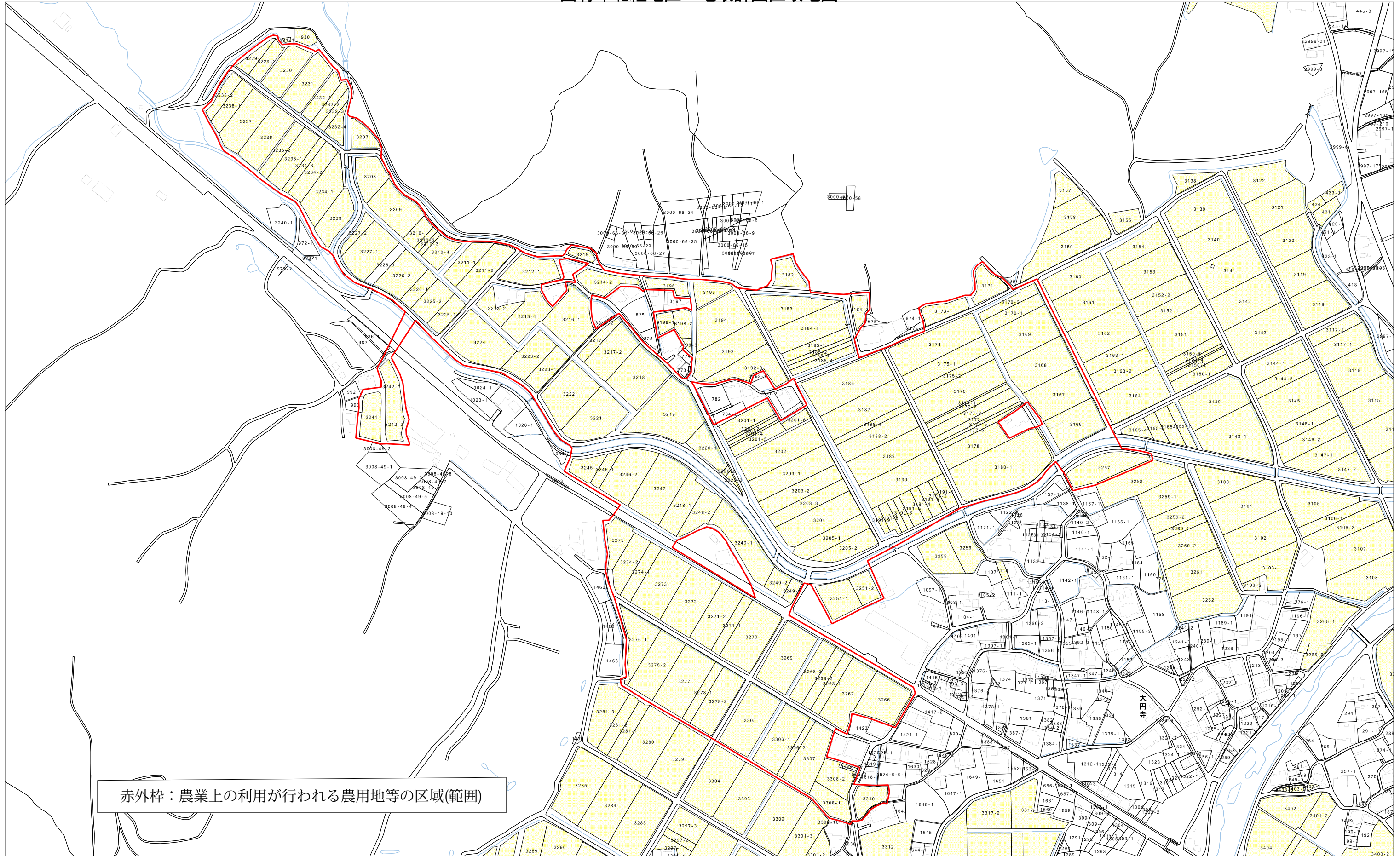
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、営農組合(ホクノウクラブ)及び担い手等に農用地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
ホクノウクラブでの農地の管理が出来なくなった場合は、速やかに担い手に移行し、農地は出し手、受け手に関わらず、原則として農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地整備事業等を活用した用排水設備の再整備化について検討する。また、水利施設等については、土地改良区、受益者等と連携し、計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に耕作されない農地の発生に備え、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合、農業サービス事業者等による農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる育苗・乾燥・調製作業は、JAの農業用施設への委託に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減化学肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>①鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について早期に集落全体で検討する。</p> <p>②有機・減農薬・減化学肥料農業の取組方針 収益性の向上を図るため緑肥・堆きゅう肥の施用、減農薬・減化学肥料栽培に取り組む。</p> <p>⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針 地域住民・営農組合・担い手農家・耕作農家の四者が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。また、農道・用排水路等の維持管理に取り組む。</p>				

西有年北組地区 地域計画区域地図



赤外枠：農業上の利用が行われる農用地等の区域(範囲)